



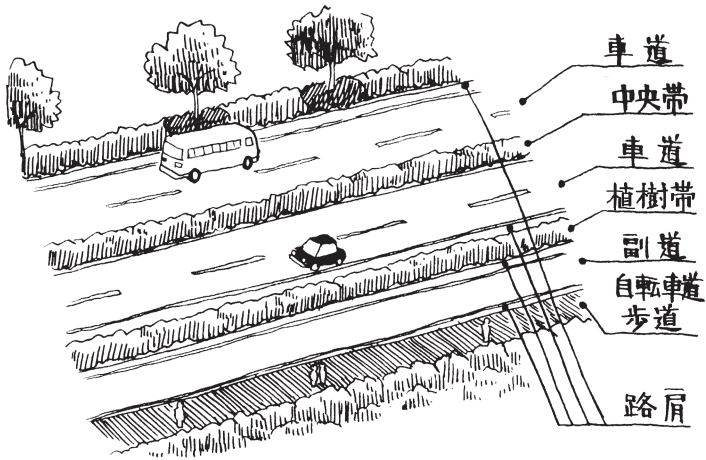
道路の幅や車線数はどのようにして決めるのですか？

道路の横断面の構成要素は、右図に示すように車道、中央帯、路肩、停車帯（車道の一部）、自転車道、自転車歩行者道、歩道、植樹帯、副道（車道の一部）などで構成されています。構成要素の組合せは、道路ネットワークの特性や交通の状況（自動車交通量、設計速度、歩行者・自転車交通量など）、沿道状況（沿道施設とのアクセス機能や停車、修景や緑化などの環境空間など）を考慮して決められます。

各構成要素の幅員（はば）は、構成要素の目的（車道は車両の通行する部分、路肩は車両の通行に必要な側方余裕など）と、道路の種類、交通量、設計速度などから決める必要があります。そこで、道路構造令では道路の構成要素のそれぞれの幅員について標準値が定められています。たとえば、車道を構成する車線幅員はおおむね一般国道では3.0～3.5m、高速自動車国道では3.5mとなっています。また、自転車道の幅員は2.0m以上、自転車歩行者道の歩行者が多い場合は4.0m以上（その他は3.0m以上）、歩道の歩行者が多い場合は3.5m以上（その他は2.0m以上）となっています。

道路の総幅員は、構成要素のそれぞれに必要な幅員を確保し、これらの合計により決められます。現道を改良する場合には、限られた総幅員のなかで重視すべき機能を踏まえて構成要素の幅員を調整する必要があります。

車線数は、道路構造令に定められた設計基準交通量（道路の構造条件や交通条件などから定めた、1日に通すことのできる交通量）と、計画交通量（1日に通行すると推定される交通量）との対比により決定されます。た



たとえば、計画交通量が設計基準交通量以下である場合は、往復合わせて2車線となります。設計基準交通量以上となる場合は、4以上の偶数（4、6、8、……）とすることを基本とします。ただし、往復の方向別の交通量に大きな差がある場合には5以上の奇数車線にしたり、都市内の交通混雑対策として広幅員2車線道路を3車線に改築したりする場合があります。